

(仮称) 松林地区地域集会施設等複合施設

— バリアフリー基本構想推進協議会資料 —

概要

計画概要

市域の北東部地域 地域特性としては、自然と田園に恵まれた住宅地で、子育て世代を含め、若い年齢層の割合が高いということがあげられる。市営高田住宅の2階建て棟の除却後の一部を整備した場所で、周囲は住宅地にかこまれている。南側と東側は比較的交通量の多い道路となっており、西側と北側は今後活用を検討することになっている更地である。

松林地区は自治会をはじめとする地域活動が盛んであり、地域包括支援センターや地区ボランティアセンターを複合施設化し、地域の拠点として重要な役割をもつことになっている。

建築概要

計画地：茅ヶ崎市高田二丁目95の一部
敷地面積：1500㎡
用途地域：第1種低層住居専用地域
防火地域：準防火地域
その他：敷地面積最低限度100㎡
絶対高さ制限 10m
日影規制（5m—3時間 10m—2時間）
前面道路幅員：南側（市道0204号）6m
東側（市道0211号）8.8m
建ぺい率：50%（角地緩和 60%）
容積率：100%
用途：地域集会施設、地区ボランティアセンター、地域包括支援センター
構造/階数：鉄骨造/2階建て
建物高さ：9.95m
建築面積：約 830㎡
建ぺい率：55.2%
延床面積：約1,200㎡
容積率：78.9%
自動車駐車台数：10台（荷捌き駐車場合）
駐輪台数：約39台

案内図



【付近見取図】

計画コンセプト

松林地区は自治会をはじめとする地域活動が盛んであり、地域活動の拠点としての地域集会施設の建設が強く望まれ、地域からの要望書をふまえた基本計画において、下記のような基本理念と基本方針が設定されている。

(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設において、まずは多様な目的で幅広い世代が気軽に来訪できるよう、様々な需要に応えるとともに、来訪を契機として、世代を超えた地域住民同士の交流を促します。交流をとおして、地域文化の継承や創造を進め、支え合いの心と地域への愛着を育みます。地域への思いを尊重し、一人一人が生きがいをもち、心身の健康を大切にしつつ、お互いを支え合う地域社会を根底から支える施設を目指します。

- 基本方針①「市民の交流」
多世代が気軽に来訪し交流でき、誰でも気軽に集えるコミュニティセンター
- 基本方針②「文化・学び」
地域文化を継承しつつ、創造と発信を担うコミュニティセンター
- 基本方針③「健康・スポーツ」
健康の維持増進のため、スポーツを楽しめるコミュニティセンター
- 基本方針④「福祉」
心やさしい思いやりと生きる心を育み、地域福祉につなげるコミュニティセンター

本計画では、コミュニティセンターに包括支援センターとボランティアセンターという公共施設を複合施設化することになっており、より多世代、より多様な目的での使用が想定される。次世代につながる地域拠点を目指して、以下の理念を掲げる。

- ・誰もが利用しやすく、気軽に立ち寄れる居場所づくり。
- ・目的だけの利用ではなく、多様なこと、もの、人に出会える場所づくり。
- ・出会って新たな交流を生み、活動できる環境づくり。

上記理念を実現するコミュニティセンターとして、コミュニティが生まれ、育まれる場所とするため、下記4つのポイントに基づき構成した。

①外から活動が見えるようになっていること。

外からとは、

- 敷地の外（道路）から屋外スペースや建物の内部が見える。
- 敷地内屋外スペースや駐輪場から建物の内部が見える。
- 建物内部フリースペースから各室内が見える。

以上、3つの場面を実現している。

②目的なくふらっと立ち寄ってみようと思う空間があること。

- ・屋外フリースペースは歩行者のみの空間とし、外部でも安全に安心してのんびりとできる空間とした。
- ・カフェの厨房を屋外フリースペースに面するようにし、外部からも飲み物などが買えるように計画した。
- ・庇を伸ばし、縁側のような空間をつくり内部に入らなくても心地よく滞在できるようにした。
- ・屋内フリースペースの中に小上りのような場所を設け、いつでも気軽に滞在できるようにした。

③多様な居場所があること。

- ・屋外に、1階レベルと2階レベルの居場所をつくり、好きな場所を選べるようにした。
- ・1階は動的に使用するフリースペース、2階は静的に使用するフリースペースという性格の違うフリースペースとした。
- ・1階のフリースペースに面して床や天井の高さが違う場所を設けた。

④フレキシブルに使えること。

- ・1階フリースペースは屋外フリースペースとつなげたり、体育室とつなげたり目的に応じて広さを使いわけることができるようにした。
- ・2階フリースペースは、会議室6とつなげて大ホールとしての使用も可能にした。



①外から見える



①外から見える



②立ち寄る空間



②立ち寄る空間



③多様な居場所



④フレキシブルに使う

バリアフリー配慮事項

本計画では茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組では重点整備地区に指定されなかった地域であり、特定事業等の位置づけはされていないが、地域の多世代が利用する重要な施設であることを踏まえたバリアフリー化に取り組む。

みんなのバリアフリー街づくり条例

全ての人に使い易い建築物等を計画するために、神奈川県では以下の6点を整備のポイントとしてあげている。

- ①連続的な移動動線の計画
- ②使用時の安全計画
- ③適切な空間寸法計画
- ④空間の共有による経済性と効率性の計画
- ⑤操作性と認知性を踏まえた計画
- ⑥利用者に応じた柔軟性、可変性のある空間計画と設備・人的計画

茅ヶ崎市のバリアフリー基本構想

茅ヶ崎市では令和5年度から『茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（令和5年8月策定）』に改訂し、効果的なバリアフリー化を推進している。



図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

項目	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の整備基準	(仮称) 松林地区地域集会施設等複合施設における配慮事項
敷地内通路	主たる経路を構成する敷地内通路の有効幅員は、140cm以上とすること。	敷地内通路の有効幅員は150cm以上とします。
	傾斜路を設ける場合、有効幅員は、段に代わるもの場合は140cm以上とし、こう配は、1/12以下とすること。	傾斜路の有効幅員は150cmとし、勾配は1/15以下とします。
駐車場	車いす使用者用駐車区画を設けること。	車椅子使用者の駐車施設を駐車場近くの出入口付近に設置。国際シンボルマークを用いてわかりやすく表示します。乗降スペースを示すゼブラマーク上は軒下空間となっており、雨に濡れずに出入口まで行くことが可能です。
出入口等	バリアフリー化された出入口とし、通行しやすい扉（自動ドアなど）、車いす使用者に配慮した幅の確保（最低 80cm、90cm 以上が望ましい）等）	主要な出入口は自動ドアで開口幅は90cm以上とし、段差や溝は設けません。
通路（廊下）	有効幅員は、120cm以上とすること。	有効幅員は140cm以上とします。
上下移動	エレベーターのかご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。	エレベーターのかご及び昇降路の出入口の有効幅員は、90cmとします。
	エレベーター乗降ロビーの有効幅及び奥行きは150cm以上を確保すること。	エレベーターホールは180cm角以上確保します。
	安心して利用できる階段に配慮（両側手すりの設置、段を突き出さない、段鼻の色の強調、点字での行先表示等）	両側に手摺を設置、蹴込を2cm以内とし段を容易に認識できるよう配慮します。
トイレ	腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	条例上必要な設備を適切に配置し、大型ベット、オストメイトの他、お子様連れの利用にも対応できるようベビーチェアや幼児用小便器を設置します。
	車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保	車椅子等動きやすい空間を確保します。
	出入口にだれもが利用できる旨をわかりやすい方法で表示すること。	誰もが利用できるトイレである旨をわかりやすく表示します。
標識及び案内設備	車いす使用者用駐車区画、エレベーター等及びみんなのトイレの標識を設置すること。	ピクトグラムを使用し、わかりやすい案内表示の設置を目指します。
視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	視覚障がい者誘導用ブロックを適切に設置すること。	視覚障害者誘導ブロックは明度差に配慮し、適切に配置します。

配置計画

施設配置計画及び動線計画

○明確な歩車分離

歩行者、自転車、車の各出入口を分け、歩車分離した。

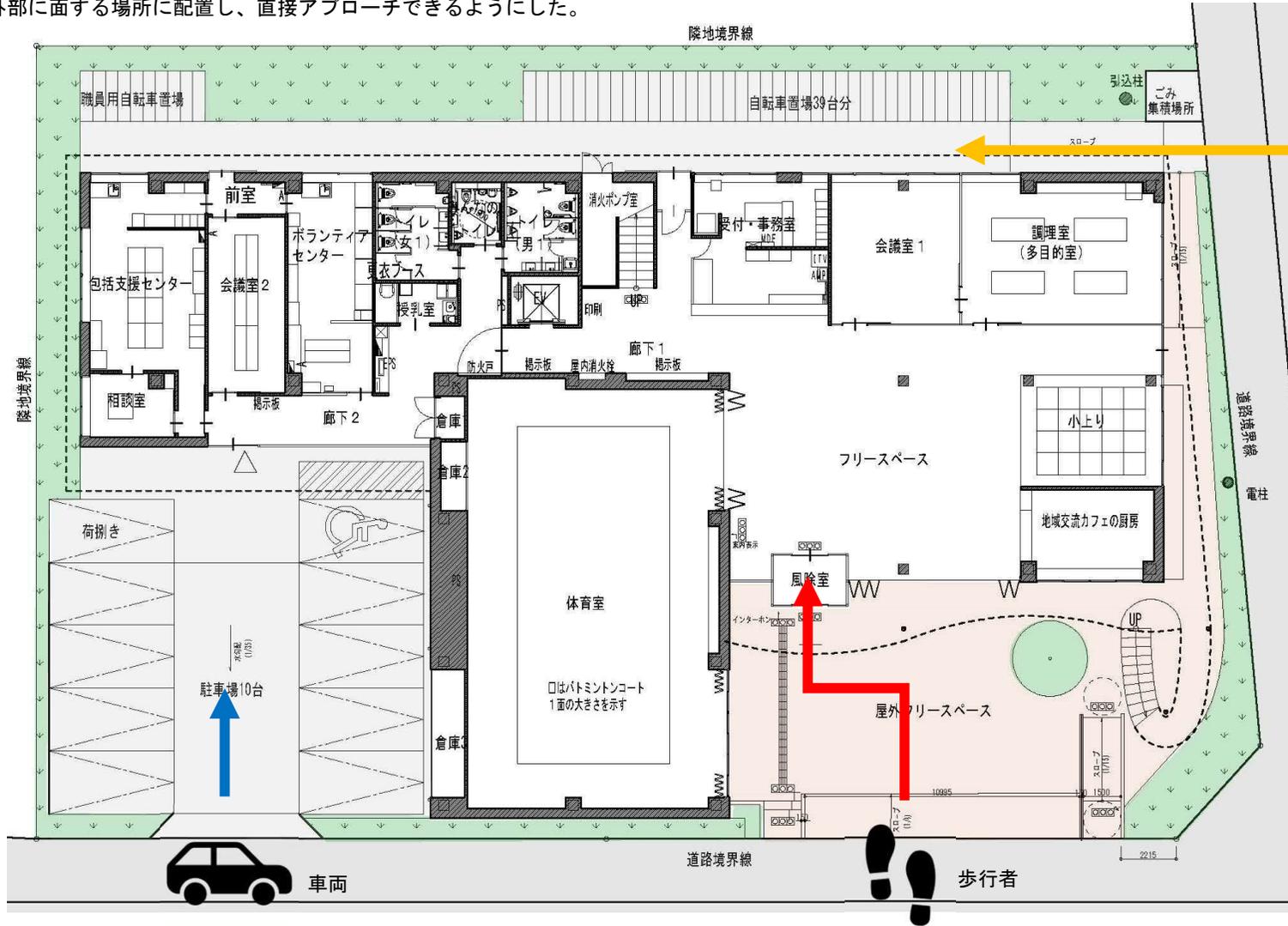
○地域に開かれた屋外のフリースペース

屋外スペースは交差点側に設け、通りから見やすく入りやすい位置とした。

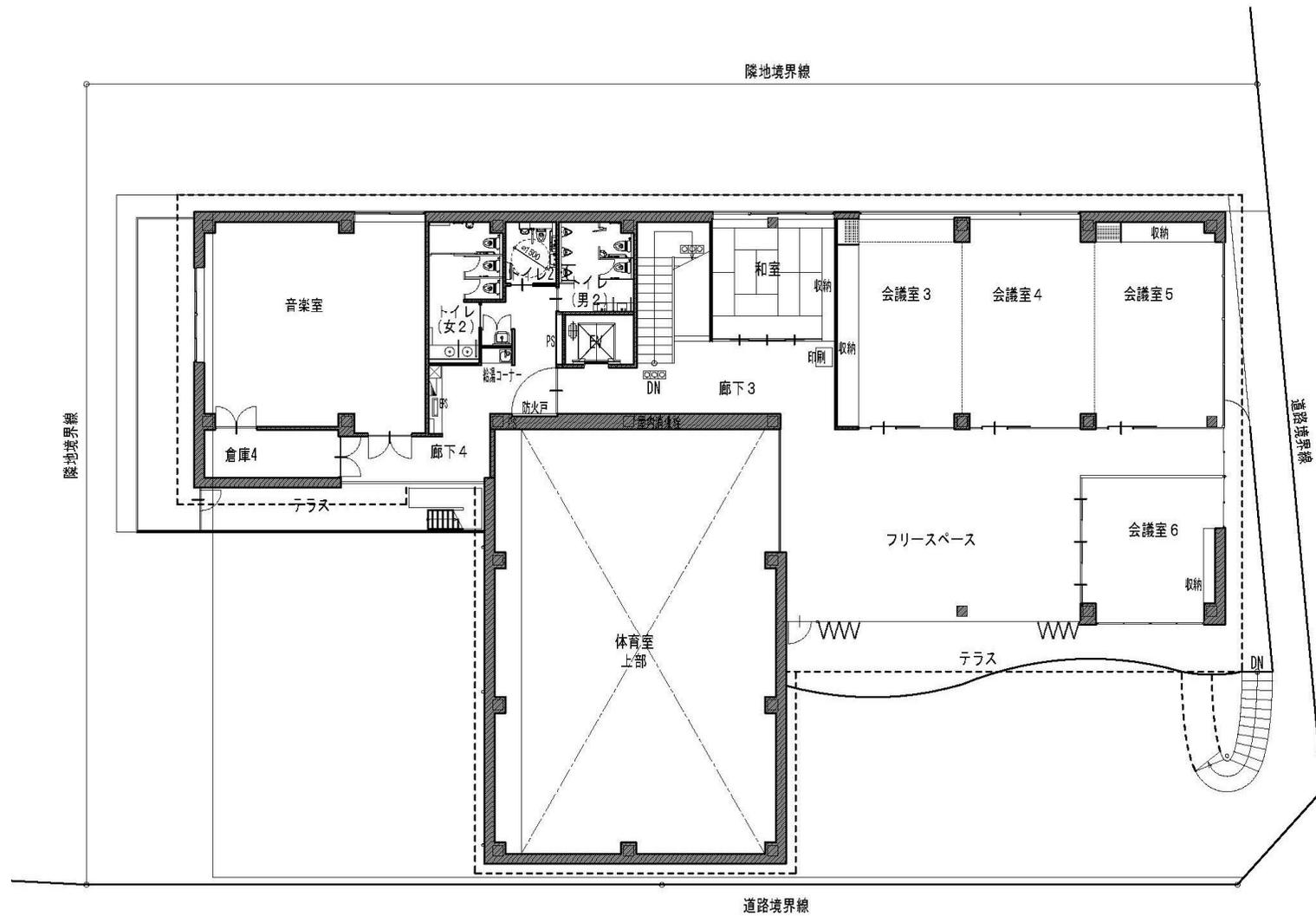
車両の進入口を別に設け、歩行者のみの屋外フリースペースとしているので、誰もが気軽に安心して滞在できる空間となっている。

○視認しやすく入りやすい包括支援センターとボランティアセンター

道路側の外部に面する場所に配置し、直接アプローチできるようにした。



1階平面図

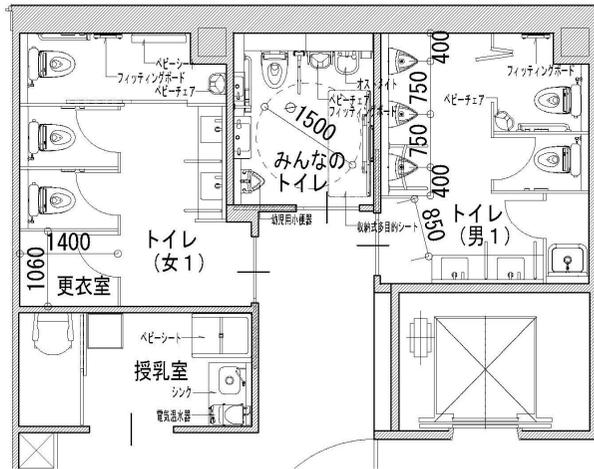


2階平面図

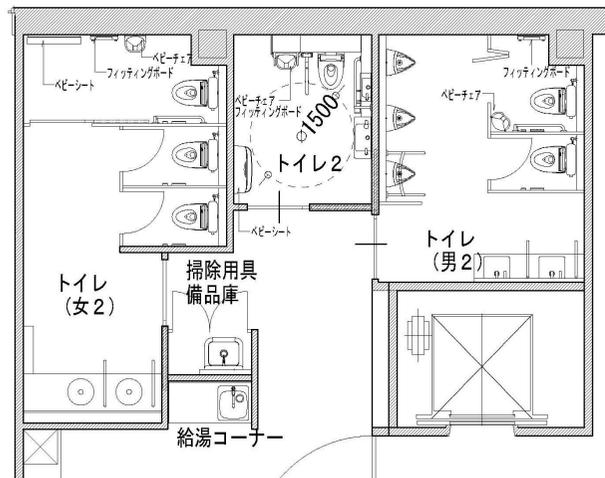
その他の計画

トイレ

本計画は計画の方針は、世代を超えた地域住民同士の交流である。誰もが使い易いトイレとするため車椅子利用者用トイレを各階に設け、1か所には多目的ベットの設置。男女ともにベビーカーを設置するなどしている。子育て世代には授乳室を確保、安心して立ち寄れる施設とした。

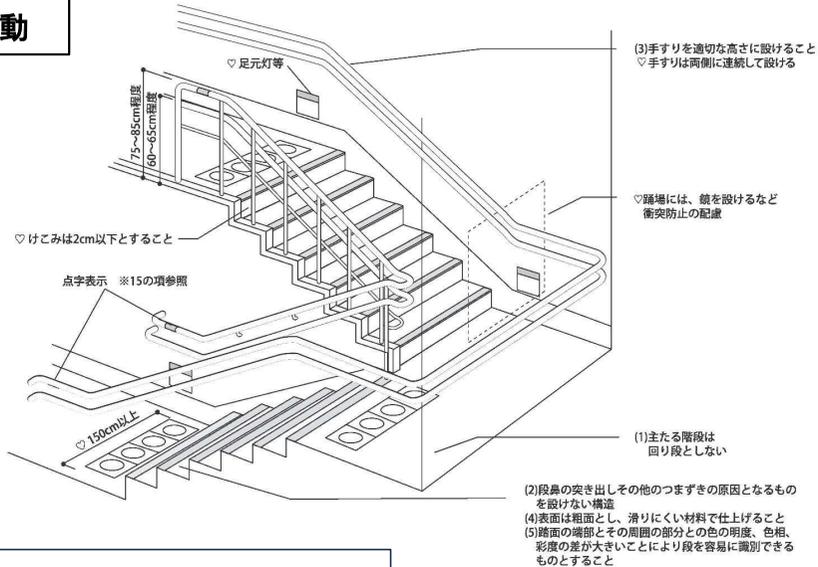


1階トイレ平面図



2階トイレ平面図

上下移動



階段
両側に手摺を設置、蹴込を2cm以内とし、段を容易に認識できるようにする。

- (3) 手すりを適切な高さに設けること
▽手すりは両側に連続して設ける
- ▽踊場には、鏡を設けるなど衝突防止の配慮
- (1) 主たる階段は回り段としない
- (2) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造
- (4) 表面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる
- (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相、彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする



エレベーター
わかりやすいボタンや車いす利用者にも届く操作盤や扉に窓をつけて状況を確認できるようにする。